

企業会計基準委員会御中

社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定) の見直しに関する検討状況の整理」について

2010年8月16日に公表された標記『検討状況の整理』について、当協会の企業会計研究会で検討した結果、(質問1)～(質問4)に下記のとおり意見を申し上げます。

記

(質問1) 公表される市場価格のない株式への投資の分類(第18項及び第74項～第82項参照)

第18項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案(【案1】)、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案(【案2】)の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

【案2】の方が適切と考える。我々は2009年9月4日にIASBへ提出した意見書『公開草案「金融商品：分類及び測定」について』の中でも、「市場価格がない株式の時価評価は技術的に難しく、恣意性の介入する余地があり、これによって投資の意思決定有用性が高まるとは思えないために反対である。」と主張した。

【案1】を前提とする運用指針(案)のA32項～A35項を見ても、市場価格がない株式の時価評価に恣意性の介入を防ぐことは困難であろう。例えば、同じ1株当たり利益を予想しても、PERを何倍にするかで「時価」は大きく異なる。さらに、ジョイント・ベンチャーへの出資等で、同一の銘柄を同一の時期に取得した複数の企業が、全く異なる評価をすることもありうる。こうした評価を許容することは、財務報告の信頼性を損なう可能性が高いと考えられるため、【案2】を支持する。

(質問2) 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング

(第31項及び第96項～第103項参照)

第31項では、第30項ただし書きの指定を行った場合(一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合)において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない(リサイクリングを行わない)案(【案A】)と、純損益に認識する(リサイクリングを行う)案(【案B】)、の2つの考え

方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

【案B】の方が適切と考える。我々はIASBへ提出した上記の意見書の中でも、「公開草案は上記株式の売却時には売却損益をリサイクルしないとしているが、我々はこの点には反対である。戦略投資株式の成果は超過利益として純利益に含まれて入るはずである。この超過利益をもたらしたコストが株式保有なので、その保有が終了した時点で戦略投資の投資採算を確定するために売却損益は純利益で認識すべきである。」と主張した。

戦略投資株式の売却損益をリサイクルすると、経営者による純利益の操作を可能にするという見方もある。しかし、第99項(2)にもある様に、市場での売却を通じた純利益の調整が困難な企業環境になっている上に、売却損益の情報には経営者の意図を読み解くという情報価値もある。この観点から、我々はIASBへ提出した上記の意見書の中で、「純利益の直前に当期にリサイクルされた項目・金額を明瞭に示すこと」を提案した。この提案を前提に、我々は【案B】を支持する。

そもそも、リサイクルは財務報告の根幹に関わる重要な課題であり、第99項(3)にもある様に、純損益を巡る様々なプロジェクトに関連している。従って、第99項(2)にもある様に、2011年以降の概念フレームワークの議論において、最優先で取り組むべき重要な課題と考えている。

(質問3) 外貨建取引等会計処理基準への影響 (第127項～第130項参照)

平成11年に改正された外貨建取引等会計処理基準は、現行の金融商品会計基準の有価証券の分類及び測定を反映した取扱いとなっています。第128項～第130項では、会計基準(案)で示された取扱いによって想定される変更を掲げています。このような点を含めて、当委員会が今後さらに検討する必要があるか否かについて、どのように考えますか。

第128項～第130項に示された処理基準の変更は、『検討状況の整理』で示された会計基準(案)との整合性を取る上で必要な変更であり、特に問題はないと思う。

(質問4) 適用指針(案)の改善の方向性 (A38項参照)

適用指針(案)は、IFRS第9号の適用指針を基礎として作成されています。当委員会の検討においては、A38項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスが必要との指摘がありますが、どのように考えますか。適用指針(案)について、さらに改善が必要な点がありますか。

(1) 契約キャッシュ・フロー特性の要件を満たす具体的な金融商品 (A8項～A17項参照)

会計基準(案)が原則主義のIFRS第9号を基礎としている点を考慮すれば、A8項～A17項ではほぼ必要なガイダンスが示されているであろう。ただし、15年変動利付債の様なわが国特有の金融商品の取り扱いに関しては、何がしかのガイダンスの追加が必要という意見があった。

(2) 契約上リンクしているトランシェについて、契約キャッシュ・フロー特性の要件を満たすか否かの判断の要件の1つであるA19項(3)の具体的な判断方法。

会計基準(案)が原則主義のIFRS第9号を基礎としている点を考慮すれば、A19項(3)の具体的な判断方法まで運用指針(案)に記載する必要はないであろう。

(3) 公表される市場価格のない株式への投資に関するガイダンス(A32項～A35項参照)

会計基準(案)の第18項に関して、我々は【案2】を支持しているため、【案1】を前提とするA32項～A35項は不要と考える。

以 上